


## 検査・監督権限と犯則調査権限

**現 行** 内閣総理大臣、金融庁、証券取引等監視委員会

	証券取引	商品先物取引
<b>検査・監督権限</b>	内閣総理大臣  金融庁長官  証券取引等監視委員会	
<b>犯則調査権</b>	証券取引等監視委員会 (証券取引等監視委員会の告発(証券取引法226))	規定なし  捜査当局による犯罪捜査 (農水、経産を含め公務員による告発義務あり(刑訴法239))

刑事訴訟法


〔告発〕

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

**衆議院案**

**内閣総理大臣、金融庁、証券取引委員会**

	証券取引	商品先物取引
検査・監督権限	一部内閣総理大臣に勧告 ↑ 証券取引委員会	
犯則調査権	証券取引委員会 (証券取引委員会の告発)	現行と同じ

**衆議院案  
+  
修正案**

**内閣総理大臣、金融庁、証券取引委員会**

**内閣総理大臣、金融庁**

修正案：商品先物取引に係る検査・監督権限を内閣総理大臣（金融庁長官）にも付与する。（農水・経産共管）

	証券取引	商品先物取引
検査・監督権限	一部内閣総理大臣に勧告 ↑ 証券取引委員会	内閣総理大臣（金融庁長官） 農林水産大臣 経済産業大臣 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">                         }  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共管</span> </div>
犯則調査権	証券取引委員会 (証券取引委員会の告発)	現行と同じ (内閣総理大臣(金融庁) 農水、経産を含め公務員による告発義務あり (刑訴法239))

刑事訴訟法

〔告発〕

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

**参議院案** 金融商品取引監視委員会

	証券取引	商品先物取引	
<b>検査・監督権限</b>	金融商品取引監視委員会	金融商品取引監視委員会 農林水産大臣 経済産業大臣 衆議院修正案と同じ考え方 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             }             <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">共 管</td> </tr> </table> </div>	共 管
共 管			
<b>犯則調査権</b>	金融商品取引監視委員会 (金融商品取引監視委員会の告発)	金融商品取引監視委員会 (金融商品取引監視委員会の告発) <b>捜査当局による犯罪捜査</b> (注1) 農水、経産を含めた公務員による告発義務については現行どおり。 (注2) 委員会と農水、経産両大臣との関係の調整の詳細については、整備法により明確化される。	